

慶應義塾評議員選挙規則（抜粋）

第2章 卒業生評議員の選挙

（選挙権）

- 第11条 ① 慶應義塾規約第19条第2項第2号の規定による評議員（以下、「卒業生評議員」という。）の選挙については、塾員はすべてその選挙権をもつ。ただし教職員評議員の選挙権を有する者は、その間本条の選挙権を停止される。
- ② 塾員が前項の選挙権を行使するには、塾員原簿にその住所氏名が登録されていることを要する。
- ③ 塾員原簿は、選挙期日の2か月前時点をもって、選挙の基準とする。

（被選挙権）

- 第12条 慶應義塾大学学部または大学院（義塾がかつて設置した高等部、大学附属医学専門部および獣医畜産専門学校を含む。）ならびに慶應義塾看護短期大学の正規の課程を卒業し、年齢25年以上の者で、かつ塾員原簿に登録されている者は、卒業生評議員の被選挙権をもつ。ただし選挙期日およびその前6か月の期間において、慶應義塾の設置する学校に在学していた者はこの被選挙権をもたない。

（卒業生評議員選挙管理委員会）

- 第13条 ① 卒業生評議員の選挙を管理するため、慶應義塾に卒業生評議員選挙管理委員会（以下、本章において「委員会」という。）を置く。
- ② 第5条第2項および第3項の規定は前項の委員会に準用する。ただし委員の任期は4年とする。

（卒業生評議員選挙人名簿の作成備付）

- 第14条 ① 委員会は卒業生評議員選挙人名簿を作成して、これに塾員の氏名、住所、職業、塾員となった理由および年度を記載することを要する。その記載事項に異動があるときは、直ちにこれを訂正することを要する。
- ② 委員会は、卒業生評議員選挙人名簿を委員会事務局（慶應義塾総務部）に備付け、塾員からの選挙資格問合せ等に対応することを要する。

（選挙期日の指定）

- 第15条 ① 委員会は選挙期日を指定して、その期日の5か月前までに、これを塾長に通知し、かつ公告する。
- ② 選挙期日は、現在の卒業生評議員の任期満了前1か月以内の日に、これを指定することを要する。

（候補者の推薦）

- 第16条 ① 理事会は評議員会の意見を聞いたうえ、50名以上60名以下の範囲内で、卒業生評議員の候補者を推薦することができる。
- ② 塾員は100名以上150名以下の各連署人の自筆による連署をもって、卒業生評議員の候補者1名を推薦することができる。ただし、評議員会議長、理事、監事および委員会委員は連署に加わることはできない。
- ③ 候補者の推薦にあたり、提出された連署簿に不正の疑いがある場合は、連署人に照会する等により調査を行うものとする。
- ④ 第1項および第2項による候補者の推薦は、選挙期日の3か月前までに、委員会に対してこれを通知することを要する。

（投票および候補者名簿）

- 第17条 ① 委員会は、前条の規定に従い推薦の通知を受けた候補者につき、選挙期日の30日前までに候補者名簿を作成して、投票用紙および電磁的方法による投票案内とともにこれを卒業生評議員選挙人に発送することを要する。
- ② 前項の候補者名簿には、「五十音」順に候補者氏名を掲げ、かつその主たる職業、卒業学校または学部名、卒業年度ならびに推薦者（理事会のときはその旨、その他のときは代表者1名の氏名のほか何名と記載する。）を記載することを要する。
- ③ 候補者名簿、投票用紙および電磁的方法による投票案内の発送は、卒業生評議員選挙人名簿に記載された塾員の住所に宛てて通常郵便をもってする。

(投票)

第18条 ① 卒業生評議員の選挙は、候補者名簿に記載された候補者につき、単記、記名式の投票によりこれを行う。

② 投票は前条の投票用紙をもって自筆または電磁的方法によりこれをなすことを要する。

③ 投票は、選挙期日までに到着の郵便または選挙期日までに行われた電磁的方法による投票によって行う。

(当選者の確定)

第19条 ① 委員会は、公開の場所において開票を行う。

② 開票の結果、有効投票の最多数を得た者から順次に30名を当選者とする。

③ 得票が同数の場合には年長者をもって当選者とする。

(繰上当選)

第20条 ① 卒業生評議員に欠員が生じたときには、選挙期日から1年以内に限り次点者から順次に繰上げ当選とし、これを補充する。

② 得票が同数の場合には年長者をもって当選者とする。

③ 第1項に定める期間を経過した後に卒業生評議員に欠員が生じ、慶應義塾規約第19条第1項に定める評議員数に満たなくなったときは、その補充方法は評議員会において定める。

(選挙細則)

第21条 第10条の規定は卒業生評議員の選挙に準用する。

<参考>

慶應義塾規約(抜粋)

(塾員)

第30条 ① 次の各号の一にあたる者をもって塾員とする。

1 慶應義塾大学学部または大学院の正規の課程を卒業した者

2 慶應義塾がかつて設置した高等部、大学附属医学専門部、獣医畜産専門学校および看護短期大学の正規の課程を卒業した者

3 社頭の特選した者、社頭空位の場合は評議員会の議決により特選した者

この塾員の特選に関する規則は別に定める。

② 塾員たる名誉を毀損する行為があったときは、社頭(社頭空位の場合は塾長)は理事会および評議員会の議決を経て、塾員を除名することができる。

③ 塾員が慶應義塾の設置する大学および大学院に在学するときは、その在学中塾員としての資格を停止する。